

「運行・整備管理者選任等届出書」に添付する書類と書き方

「必要な書類」

【運行管理者】

運行管理者を選任される場合、**選任届出書**に加えて**運行管理者資格者証**が必要になります。

(例)

運行管理者届出書類

11

【整備管理者】

整備管理者を選任される場合以下の2つの方法で選任することができます。

1. 自動車整備士資格をお持ちの方は**取得している技能検定の種類を確認できる書面**(技能検定合格証書又は自動車整備士手帳等)に加え、**整備管理者選任届出書に添付する書類**が必要になります。

(例)

整備管理者届出書類一覧（自動車整備士の資格を有する者の場合）

19

「運行・整備管理者選任等届出書」に添付する書類と書き方

【裏面】選任届を記載する際はすでに選任されている方に加えて新たに選任される方の記載内容を漏れなく記入してください。

(例)

届出書の書き方（裏）

運行管理者、整備管理者の氏名、生年月日、選任年月日、資格者証番号など必要事項を記載する

運行 管理 者	統括 運行 管理者	(ふりがな) 氏名	生年月日	選任年月日	運行管理者資格者証の番号及び交付年月日	兼職がある場合の 職名及び 職務内容
		(かんとろろう 関東次郎)	S40年 2月 2日	H18年 5月 1日	関東貸切 第 10号 15年 4月 1日	所長
		()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
		()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
		()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
		()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	

※複数の運行管理者を選任している場合、統括運行管理者に該当する者の「統括運行管理者」欄に○を付すこと。

整備 管 理 者	(ふりがな) 氏名	生年月日	選任年月日	2年以上の実務経験、かつ、選任前研修修了、店長・整備監督の管理の実務経験	資格要件 一級、二級又は三級の自動車整備士資格	国土交通大臣が告示で定める基準	改正省令(平成15年3月)の経過措置に該当	兼職がある場合の 職名及び職務内容
		(かんとろろう 関東次郎)	S44年 3月 2日	H18年 4月 1日	○			
	()	年 月 日	年 月 日					
	()	年 月 日	年 月 日					
	()	年 月 日	年 月 日					

※資格要件欄は、該当する項目の欄に○を付すこと。

13

※「運行管理者・整備管理者を選任又は解任した場合は、速やかに当該事業所、営業所等を管轄する運輸支局長にその旨の届け出をしなければならない。」とされています。

【運行管理者の場合】

- ・旅客自動車運送事業者は 15日以内
- ・貨物自動車運送事業者は、概ね 7日以内

【整備管理者の場合】

整備管理者を選任又は変更した場合は 15日以内

申請は期限内に行うようにしてください。